



内閣府

個性を活かし自立した地方をつくる

総務大臣、内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域・地方分権改革）
地域活性化担当大臣、道州制担当大臣 新藤義孝

平成26年2月13日

安倍政権の方針：経済再生と財政健全化の両立

アベノミクス

日本再生のための「三本の矢」

- ① 大胆な「金融政策」
- ② 機動的な「財政政策」
- ③ 民間投資を喚起する「成長戦略」

国・地方を通じた財政健全化・ 地方分権改革の推進等

- ・ 経済再生と財政健全化の両立

日本再興戦略

(6/14閣議決定)

世界最先端
IT国家創造宣言

インフラシステム
輸出戦略

予算編成の基本方針
(12/12閣議決定)

中期財政計画

日本の再生

アベノミクス「三本目の矢」＝「成長戦略」

大胆な
金融政策

(2012.11.14)

79.9円



(2013.12.30)

105.3円

為替
株価

8664円



16,291円

88%上昇

機動的な
財政政策

地域活性化

経済成長の果実を全国津々
浦々に届ける！

民間投資を
喚起する
成長戦略

成長戦略改訂に向けた地域活性化の取組み

- 成長戦略の改訂に向け、これまでの施策の成果が実感できない地方において、新たな活力ある地域づくりと地域産業の成長のためのビジョンを提供、具体化を図る。

地方が直面している2つのテーマ

超高齢化・人口減少社会における
持続可能な都市・地域の形成

地域産業の成長・雇用の維持創出

横断的、重層的な支援を行うため、

「地方公共団体支援のプラットフォーム」 を構築

「地域の元気枠」（仮称）

として予算を横串で取りまとめ

「地域の元気創造プラン」の強力な推進

ミッション

〔 まちの元気で
日本を幸せにする！ 〕

ビジョン

- 地域のモノやチエを活かす
- ヒトや投資を呼び込む
- 新しいくらしの土台を創る

アプローチ

- 自治体が産業、大学、地域金融機関、地域住民等と連携して、活性化に取り組む

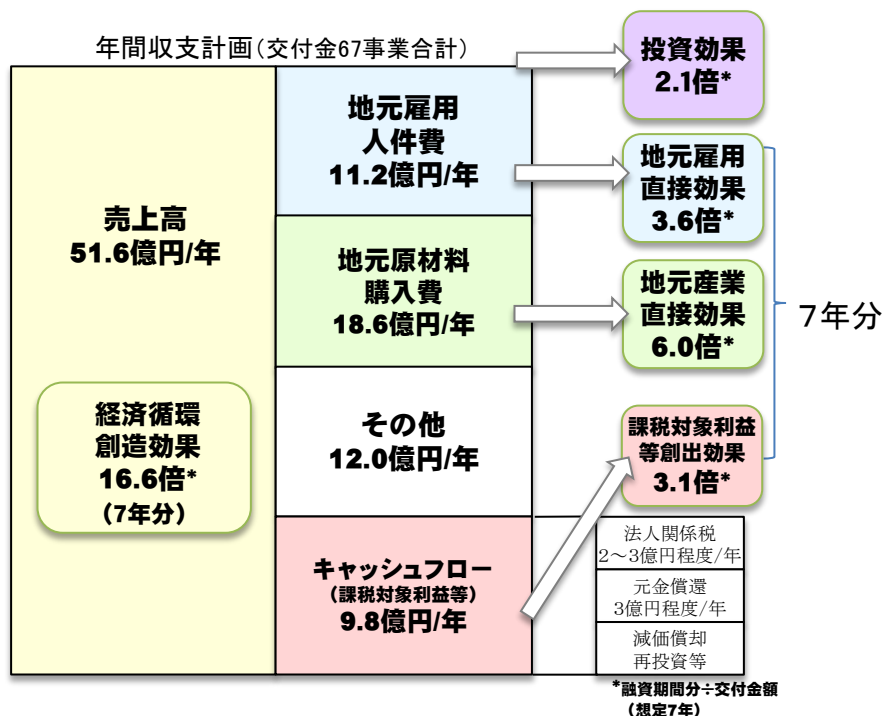
プロジェクト1 地域経済イノベーションサイクル

⇒地域産業の成長・雇用の維持創出

＜横串連携＞ 金融庁、中小企業庁、農林水産省等
産学金官地域ラウンドテーブル

＜先行モデル(67事業)にみる経済効果＞

- ・年間2～3億円の税収効果(10年程度で交付金相当額を回収見込)
- ・21.8億円の交付金に対して、23億円の 地域金融機関の融資を誘発



プロジェクト2 民間活力の土台となる地域活性化インフラ・プロジェクト

⇒超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成

分散型エネルギーインフラ

〔資源エネルギー庁と連携〕

- 電力の小売自由化を踏まえた地域経済循環を創出
- 31団体(10パターン)で予備調査を実施中
- 平成26年度にマスタープランの策定、事業実施体制の構築等を実施

公共クラウド

〔観光庁・中小企業庁等と連携〕

- 自治体の保有する観光・産業支援・環境等のデータを広く構築し(オープンデータ)、民間サービスの創出を促進(平成26年度に実運用を開始)

機能連携広域経営型

〔関係各省庁と連携〕

- 相当の人口規模と中核性を備える「地方中枢拠点都市」が、圏域全体の経済成長と利便性の向上を強力にけん引し、近隣市町村の住民ニーズにも対応できるよう、地方自治法の改正等を準備中。
- 市町村域を越えて医療や公共交通等を確保する「定住自立圏」において、産業振興等にも重点をおき、圏域内の経済循環の促進に取り組む。

「国家戦略特区」のイメージ

革新的な農業等の産業の実践拠点の形成

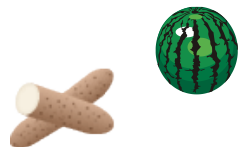
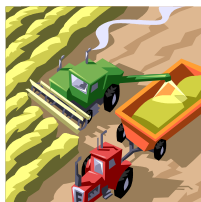
医療等の国際的イノベーション拠点の形成

国際的ビジネス拠点の形成

農業等の改革による産業競争力の強化

イノベーションによる高度医療の
開発及び実用化の促進

世界から資本・人材を呼び込む
国際的ビジネス環境の整備



農業生産法人の要件緩和

農家レストランの農用地区域内設置の容認

農業への信用保証制度の適用



農業委員会と市町村の事務分担

歴史的建築物に関する旅館業法の特例

古民家等の活用のための
建築基準法の適用除外等

医学部の新設に関する検討

保険外併用療養の拡充



病床規制の特例による病床の新設・増床の容認

国際医療拠点における外国医師の診察、
外国看護師の業務解禁



有期雇用の特例



雇用条件の明確化



公立学校運営の民間への開放
(公設民営学校の設置)



滞在施設の旅館業法の適用除外



エリアマネジメントの民間開放
(道路の占用基準の緩和)



容積率・用途等土地利用規制の見直し

農業

歴史的建築物の活用

医療

雇用

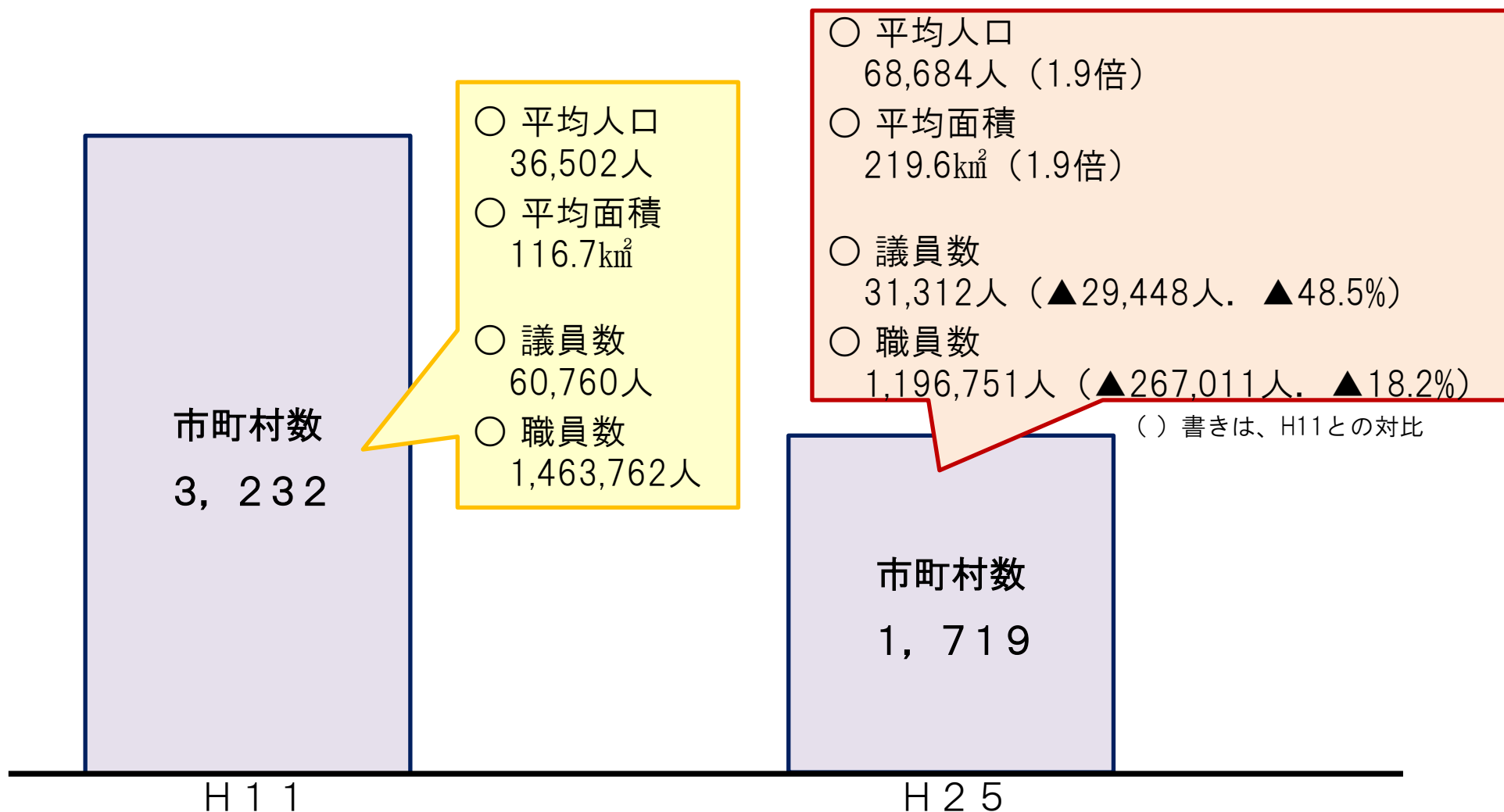
教育

都市再生・まちづくり

【注】☆は法律に盛り込まれたもの。

市町村合併の進展

- 平成11年以来、基礎自治体の行財政基盤確立のため、全国的に市町村合併を推進。これにより、市町村の平均人口・面積は1.9倍に拡大し、地方分権の担い手としての前進が見られた。



※ 市町村数は、H11は平成11年3月31日現在、H25は平成26年1月1日現在の市町村数による。(特別区は除く)

地方分権改革のこれまでの経緯と成果

内閣	主な経緯と成果		第1次分権改革								
宮澤内閣(H3.11~H5.8)	H5.6	地方分権の推進に関する決議(衆参両院)									
細川内閣(H5.8~H6.4)											
羽田内閣(H6.4~H6.6)											
村山内閣(H6.6~H8.1)	H7.5	地方分権推進法 → H7.7 地方分権推進委員会発足(委員長: 諸井虔)									
橋本内閣(H8.1~H10.7)		※H8.12第1次~H10.11第5次勧告									
小渕内閣(H10.7~H12.4)	H11.7	地方分権一括法 ⇨ 機関委任事務制度の廃止、国の関与の新しいルール確立等									
森内閣(H12.4~H13.4)											
小泉内閣(H13.4~H18.9)	H13.7	地方分権改革推進会議発足(議長: 西室泰三) ⇨ 三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革)									
安倍内閣(H18.9~H19.9) (第1次)	H18.12	地方分権改革推進法			第2次分権改革						
福田内閣(H19.9~H20.9)	H19.4	地方分権改革推進委員会発足(委員長: 丹羽宇一郎) ※H20.5第1次~H21.11第4次勧告									
麻生内閣(H20.9~H21.9)											
鳩山内閣(H21.9~H22.6)	H23.4	第1次一括法									
菅内閣(H22.6~H23.9)	H23.8	第2次一括法									
野田内閣(H23.9~H24.12)	H25.6	第3次一括法									
安倍内閣(H24.12~) (第2次)	H25.12	権限移譲等の見直し方針									
	H26.3	第4次一括法案(予定)									
		<ul style="list-style-type: none"> 規制緩和(義務付け・枠付けの見直し) 975/1316条項(74%) 基礎自治体への権限移譲 72/105事項(69%) 									
		<ul style="list-style-type: none"> 国 → 地方公共団体 66/96事項(69%) 都道府県 → 指定都市 41/64事項(64%) 									

地方分権改革の推進体制

【内閣としての政策検討】

地方分権改革推進本部 (閣議決定で内閣に設置)

本部長：内閣総理大臣(本部長)

副本部長：内閣官房長官

内閣府特命担当大臣
(地方分権改革)

本部員：その他全閣僚

H25開催実績

3/8 第1回

- ・規制緩和の第4次見直しについて

5/28 第2回

- ・地方分権改革の在り方について
- ・国から地方への事務・権限の移譲等について

9/13 第3回

- ・国から地方への事務・権限の移譲等について
- ・都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について
- ・地方分権改革の総括と展望について

12/20 第4回

- ・国から地方及び都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について
- ・地方分権改革の総括と展望について

【有識者による調査審議】

地方分権改革有識者会議

(地方分権改革担当大臣の下で開催)

座長：神野直彦 東京大学名誉教授(財政学)

座長代理：小早川光郎 成蹊大学法科大学院教授(行政法)

構成員：柏木 斉 (株)リクルートホールディングス取締役相談役
(経済同友会地方分権・道州制委員会委員長)

後藤春彦 早稲田大学創造理工学部長(都市計画)

白石勝也 松前町長(愛媛県)

勢一智子 西南学院大学教授(行政法)

谷口尚子 東京工業大学准教授(政治学)

古川 康 佐賀県知事

森 雅志 富山市長

専門部会(地方分権改革有識者会議の下で開催)

具体的かつ重要なテーマごとに、有識者会議議員及び各分野の専門家による部会、客観的な評価・検討に資する議論を行う

※これまでに開催した専門部会

雇用対策部会(小早川部会長)

地域交通部会(後藤部会長)

農地・農村部会(柏木部会長)

地方公共団体の現状

人口規模	市区町村数	構成比	人口 (万人)	構成比	
1万未満	485	7割 { 27.8%	248	2割 { 1.9%	
1~5万	693		1,766		13.8%
5~20万	430	3割 { 24.7%	4,067	8割 { 31.7%	
20~50万	99		3,129		24.4%
50万以上	35		2.0%		3,627
合計	1,742	100%	12,837	100%	

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成25年3月31日現在）」を基に整理

個性と自立、新たなステージの地方分権改革の展開

個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望(中間取りまとめ)～

<キーワード>

- 1 地方の発意** ⇒ 地方から制度改正の提案を募る
「提案募集方式」を導入
提案を元に重点分野を設定し、改革を推進
- 2 恒常的な推進体制** ⇒ 地方分権改革有識者会議の**専門部会**
を活用して、深掘り
- 3 地方の多様性** ⇒ 権限移譲に当たり、**「手挙げ方式」**
を導入

ハローワークの求人情報の地方へのオンライン提供

無料職業紹介を実施している地方公共団体:164団体
(42都道府県、122市区町村等)

課題

- 地方公共団体が若者の就労支援、定住対策等を実施する場合、職業紹介を含むワンストップサービスが実現できない
- その理由として、地方公共団体が保有する求人情報が不十分であることが挙げられる

改革の内容

- ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供
⇒ 職業紹介を含むワンストップサービスが可能に
- 地方公共団体の導入費用を **実質ゼロ** に

当初、1団体当たりの導入費用は2,500万円と試算



厚労省が閲覧用ソフトを開発し、地方公共団体に無償提供することにより、実負担ゼロを実現

自家用有償旅客運送

※過疎地においてバス・タクシー事業によっては生活に必要な輸送が提供されない場合に、市町村、NPO等が自家用車により有償で運送する制度

課題

- 地域の実情に応じたスピーディーな指導監督が行われない
(過疎化の状況や福祉政策等に最も詳しいのは市町村)
- 運行主体が限定されるなど、地域の実情を反映した運行が行いにくい
(法人格のないボランティア団体は運行主体になれない)

改革の内容

- 自家用有償旅客運送の登録、監査等の国の事務・権限を、希望する市町村に移譲(希望しない市町村の区域については、希望する都道府県に移譲)
⇒ 地方の発意に応じ選択的に移譲する「**手挙げ方式**」の先行的な実施
- あわせて、実施主体の弾力化等を図る
⇒ 法人格のないボランティア団体も運行主体に

農地転用に関する規制緩和

課題

- 農地転用許可等に係る規制について、現行の要件では、農業の六次産業化や再生可能エネルギーの利活用の推進等を図る上で支障となっている

改革の内容

【規制緩和の具体例】

- 農産物販売所の設置要件を緩和
これまでは「農業者自ら」が生産する農畜産物を5割以上取り扱わなければならなかったが、「市町村内」等で生産する物を5割以上取り扱えばよいこととする
⇒ 取扱い品目の増加により販売所の魅力向上
- 再エネ法に基づく場合、荒廃農地等に太陽光発電設備などの設置が可能に
⇒ 農村の活性化・農村への利益の還元

改革成果の効果的な情報発信

国民に改革の成果の実感を持ってもらうために分かりやすい情報発信が重要

1. ホームページの再構築

- 改革の成果を活かした地方公共団体の優良事例の紹介
- 地方の独自性の高い取組について、投稿形式等で詳しく紹介
- 有識者へのインタビューの掲載

2. Facebook、Twitter等による能動的な情報発信

- ホームページの更新情報や会議開催状況等を能動的に情報発信 (H25.9.30から開始)
⇒ Facebook <https://www.facebook.com/cao.bunken>
Twitter https://twitter.com/cao_bunken

3. 地方分権改革シンポジウム

趣旨: 国民に対してわかりやすく地方分権改革の取組や成果を広くPR

また、各団体における一層の取組につながるよう、先進的な地方公共団体の取組を共有

日時・場所: 6月30日(月)午後 銀座ブロッサム

次第:

- (1) 地方分権改革担当大臣挨拶
- (2) 基調講演
- (3) 先進的な地方公共団体からの事例紹介
- (4) パネルディスカッション

【内閣府地方分権改革推進室Facebook】



内閣府地方分権改革推進室
2013年12月12日

【国と地方の協議の場（平成25年度第3回）】

平成25年12月12日に「国と地方の協議の場」が官邸において開催されました。

議事

・経済対策について... もっと見る



いいね! · コメントする · シェア



内閣府地方分権改革推進室
2013年10月29日

【第1回 農地・農村部会①】(写真4枚)

本日、第1回 農地・農村部会が開催されました。

テーマ

- ・農地転用に係る事務・権限の移譲関係
- ・農地転用等に係る規制緩和関係

... もっと見る



内閣府地方分権改革推進室
2013年11月21日

【第9回地方分権改革有識者会議】(写真4枚)

本日、第9回地方分権改革有識者会議が開催されました。

議題

地方分権改革の総括と展望について（中間取りまとめ素案の議論）

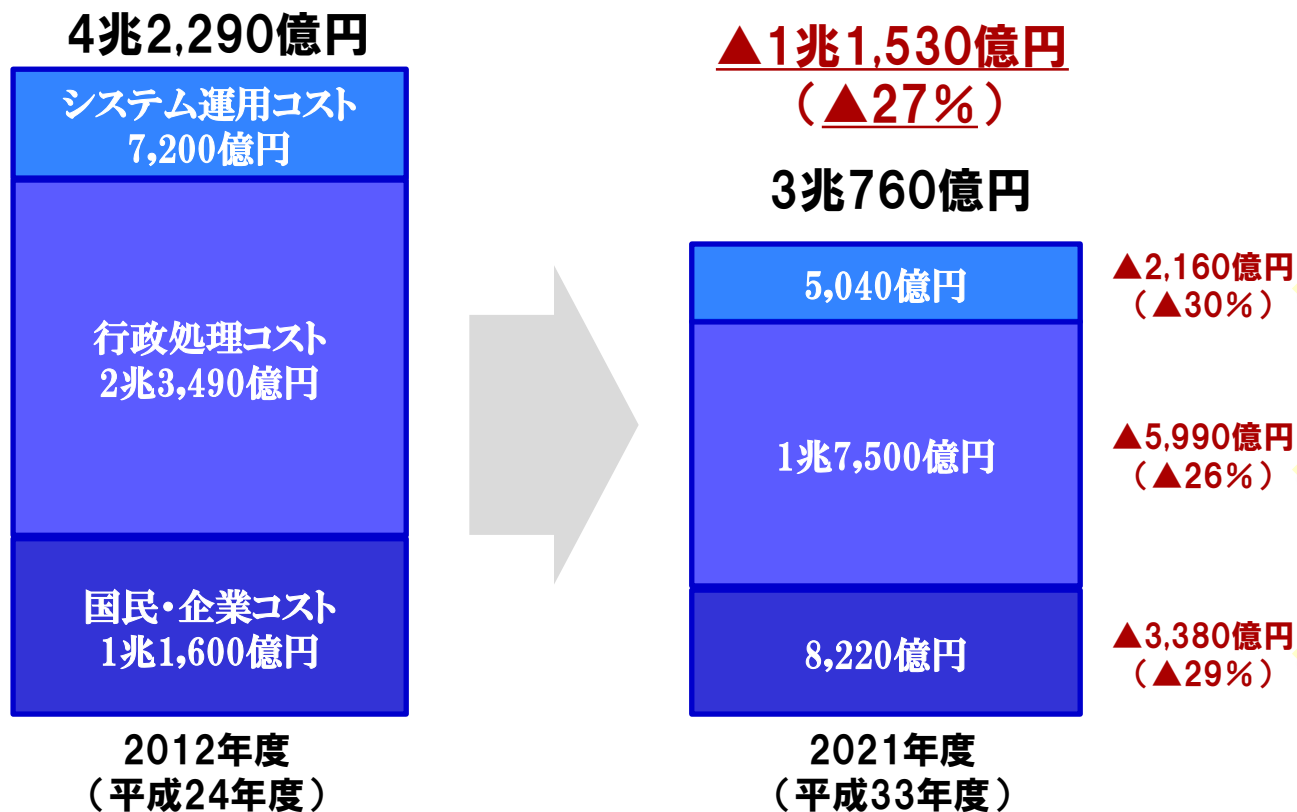
議事次第・配布資料はこちらです。

⇒<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/kaigikaisai/kaigidai09/kaigi09gijishidai.html>



電子政府の効果試算（概要）

三菱総合研究所の試算によると、新たなIT戦略「世界最先端IT国家創造宣言」の**電子政府施策**※がもたらす**社会的なコスト削減効果は、年間1兆円強** ⇒ 約3割減、業務処理時間の1/4を短縮



コスト削減策

行政情報システムの統合・廃止、クラウド化 — 約1,500のシステム数半減
[ハードウェア・ソフトウェア費・SE費減]

人事・給与、調達等の共通化・電子化、事務処理のペーパーレス化
[業務処理時間減 6.6億時間⇒4.9億時間]

番号制度導入による各種届出省略、オンライン手続の利用向上
[時間・手間短縮、交通費・郵送費減]

※ 地方公共団体における取組施策(電子自治体)を含む。

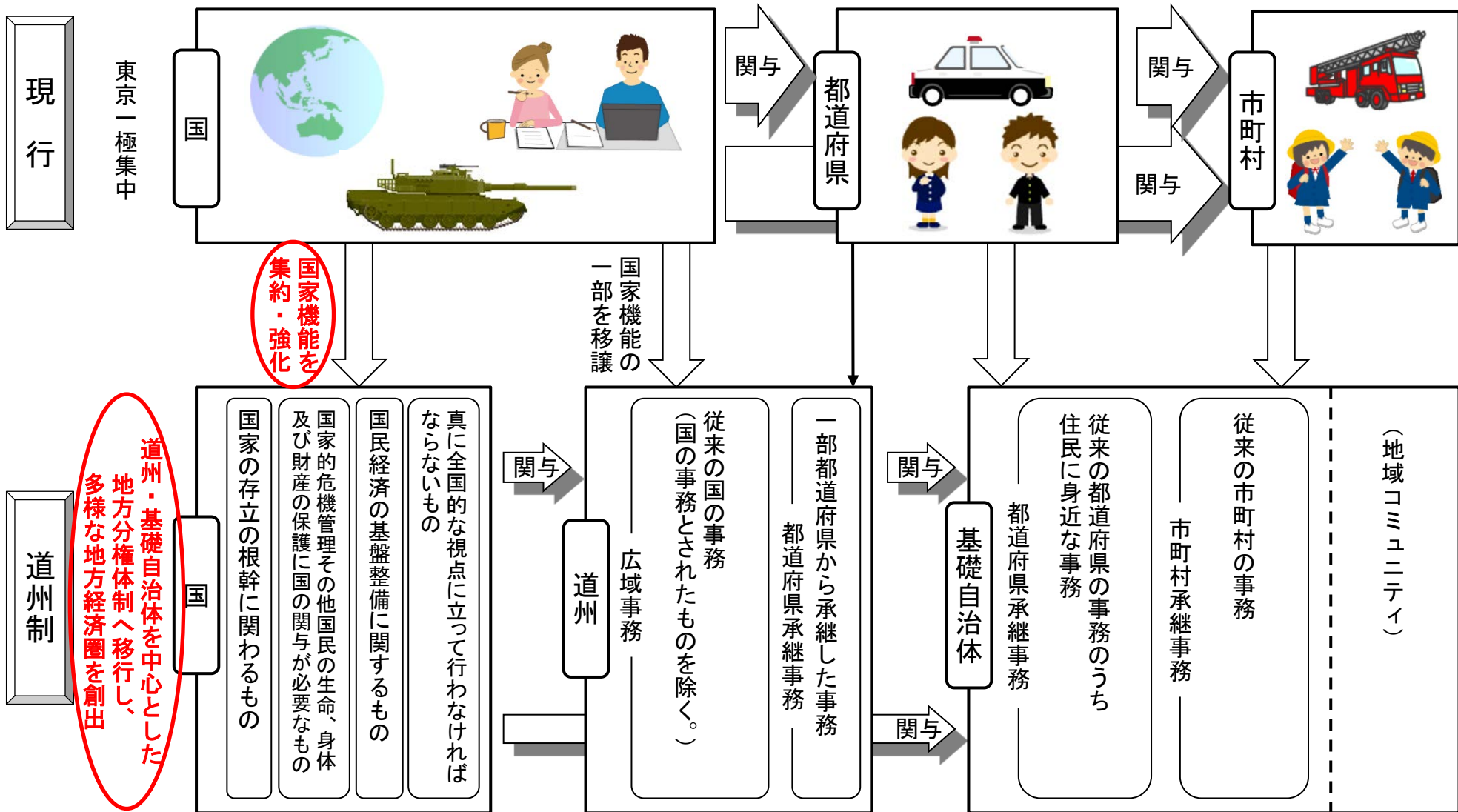
道州制に関する近年の動きについて

年	(2004) 平成16	(2005) 平成17	(2006) 平成18	(2007) 平成19	(2008) 平成20	(2009) 平成21	(2010) 平成22	(2012) 平成24	(2014) 平成26							
月	3	10	10	12	2	2	6	11	3	7	9	2	6	9	12	
経緯	第二十八次地方制度調査会発足	自民党「道州制調査会」を設置	自民党道州制調査会「中間報告」	第二十八次地方制度調査会答申 地方議会のあり方に関する答申 地方の自主性・自律性の拡大及び	第二十八次地方制度調査会答申	道州制ビジョン懇談会発足	自民党道州制推進本部「第2次中間報告」	自民党「道州制推進本部」を設置	道州制ビジョン懇談会中間報告	自民党道州制推進本部「第3次中間報告」		道州制ビジョン懇談会廃止	地域主権戦略大綱閣議決定	自民党道州制推進本部道州制基本法案(骨子案)		与党「道州制推進基本法案(骨子案)」を検討中
内閣等	第二次小泉内閣 H15.11 ~ H17.9		第三次小泉内閣 H17.9 ~ H18.9	第一次安倍内閣 H18.9 ~ H19.9 (道州制担当大臣) 増田寛也 渡辺喜美 佐田玄一郎	福田内閣 H19.9 ~ H20.9 (道州制担当大臣) 増田寛也	麻生内閣 H20.9 ~ H21.9	鳩山内閣 H21.9 ~ H22.6	菅内閣 H22.6 ~ H23.9	野田内閣 H23.9 ~ H24.12	第二次安倍内閣 H24.12 ~ (道州制担当大臣) 新藤義孝						

この間、道州制担当大臣は設置されず

道州制のイメージ

自民党HP資料より作成



ご清聴ありがとうございました

個性を活かし自立した地方をつくる